

5月の休場日

●唐戸市場＝**日**5月27日(水)
園市場流通課 (☎ 231-1440)

市立長府博物館の休館

市立長府博物館は、下関市新博物館(仮称)の開館(平成28年秋予定)準備のため、**6月1日から休館します。**
園長府博物館 (☎ 245-0555)

インターネット公売

園▽申込期間 5月27日 午後1時～6月11日 午後11時 ▽せり売り期間(動産等) 6月18日 午後1時～21日 午後11時 ▽入札期間(不動産) 6月18日 午後1時～25日 午後1時 **園**公売財産 動産等・不動産 ※内容の変更や、公売中止の場合あり ※公売財産、申し込みの詳細は市ホームページか、Yahoo!Japanホームページで確認を 園納税課(☎ 231-1170)

しものせき美化美化(びかびか)キャンペーンの実施について

今回は、初めて豊田町で活動を行います。ほたるやジビエなど、地域の魅力が豊富な豊田町を、みんなでびかびかにしましょう！
※当日参加可



日5月24日(日)午前9時～10時ごろ 園豊田町中心部(スタート・ゴール)道の駅「蛸街道西ノ市」 **日**5月1日～13日(必着)に、持参か郵送、ファクス、Eメールで所定の申込書をクリーン推進課(〒751-0847 市内古屋町一丁目18番1号 園252-11659、pkajika@city.shimo-oseki.yamaguchi.jp)へ。 ※申込書は

クリーン推進課、各総合支所に用意。市ホームページからダウンロードも可 ※総合支所管内の団体は、総合支所市民生活課へ提出可 園クリーン推進課(☎ 252-7165)

スズメバチに注意を!!

5月ごろからスズメバチが巣を作り始めます。巣を見つけたら、危険ですので近付かないようにしましょう。市では駆除や薬剤の配布などはしていません。駆除は専門業者に依頼してください。 園生活衛生課(☎ 231-1540)

水洗便所改造等資金利子補給制度

園水洗化工事(下水道への接続)を行う方 ※法人や新築住宅を除く ※工事着工後は申請不可 **園**▽融資条件 取扱金融機関の融資条件に該当する方 ▽融資金額 1戸当たり50万円以内 ▽融資利息・保証料 上下水道局が全額負担 ▽償還方法 融資を受けた翌月から5年以内の毎月均等償還 ▽取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、

西中国信用金庫の市内各本支店 園上下水道局下水道課 (☎ 231-1363)

統計調査への協力依頼

厚生労働省は毎年、国民の保健、医療、福祉、年金、所得などの状況を把握し、厚生労働行政の企画・立案の基礎資料とするため、全国で無作為に抽出した地区で、国民生活基礎調査を実施しています。平成27年度は市内3地区が選ばれ、6月4日と7月16日に調査予定です。調査日前後に調査員が伺いますので協力をお願いします。 ※7月16日の対象地区は2地区 園保健医療課(☎ 231-1711)、 園福祉政策課(☎ 231-1723)

土地の取引には届出が必要です

●事前届出
次の土地を取引する場合、公有地の拡大の推進に関する法律により、契約締結前(3週間前が目安)に、その土地を管轄する窓口へ届けてください。 **園**▽市街化区域 5000平方メートル以上 ▽市街化区域以外の都市計画区域(市街化調整区域を除く) 1万平方メートル以上 ▽都市計画決定された道路などの都市計画施設の区域 100平方メートル以上 **園**都市計画課、各総合支所建設課へ。

●事後届出
次の土地を取引した場合、国土

利用計画法により、契約締結日から2週間以内に、その土地を管轄する窓口へ届け出てください。 **園**▽市街化区域 2000平方メートル以上 ▽市街化区域以外の都市計画区域(調整区域と豊浦町・菊川町・内日地区・蓋井島) 5000平方メートル以上 ▽都市計画区域以外の区域 豊北町・豊田町 1万平方メートル以上 **園**都市計画課、各総合支所建設課へ。

浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽を使用している方は、使用を始めて3カ月経過後5カ月の間と、その後1年に1回は県知事が指定した検査機関の山口県浄化槽協会による検査が法律で義務付けられています。 浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分発揮されているかを確認する検査です。維持管理者と委託契約をしても、検査は受けなければなりません。 ※検査の時期になったら、山口県浄化槽協会から案内があります **園**廃棄物対策課(☎ 252-0978)

宅内の汚水まちは定期的に掃除しましょう

公共下水道に接続されている家庭内の汚水ますには、構造上、汚水に含まれるわずかな固形物や油分がたまりやす。放置しておく

管が詰まることがあります。各家庭で定期的に掃除しましょう。個人で十分可能です。 最近、汚水ましの清掃を代行する民間業者がいます。市は関与していませんので、注意を。 **園**上下水道局下水道課(☎ 231-1363)、北部事務所(☎ 772-4028)

やまぐち森林づくり県民税の実施期間を延長します

荒廃した森林を整備し、森林の持つ多面的な機能を回復させることを目的とした「やまぐち森林づくり」県民税の実施期間を、平成31年度まで延長します。税額、納税方法に変更はなく、県民税(均等割)に加算して納めていただきます。 **園**▽個人 1年額500円 ▽法人 1年額10000円～4万円(均等割額の5%相当額) **園**▽税の使途に関する事 県森林企画課(☎ 083-933-3464) ▽税の仕組みに関する事 県税務課(☎ 083-933-2277)



森林の土地の所有者となった方は届け出が必要です

園個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方 ※国土利用計画法に基づき届け出を提出した場合は不要 **日**土地の所有者となった日から90日以内 **園**農林整備課、各総合支

所農林課・農林水産課へ。※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからダウンロード可

●農林整備課(☎231-1256)

森林の立木伐採は届け出を

県の定める地域森林計画対象森林の立木を伐採するときは、森林法に基づく届け出が必要です。無断伐採は100万円以下の罰金に処せられます。

●森林所有者、伐採の権限を持つ方 ※伐採する人と所有者が違う場合、連名による届け出が必要

●届出先Ⅱ農林整備課、各総合支所農林課・農林水産課 ※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからもダウンロード可

●農林整備課(☎231-1256)

5月31日は世界禁煙デーです！

「世界禁煙デー」は、世界保健機関(WHO)が制定した「禁煙を推進するための日」です。この機会に禁煙や受動喫煙による健康への影響について考え、正しく理解するきっかけとしましょう。

●たばこに関する啓発パネル展

●5月25日～29日 市役所本庁舎本館1階ロビー

●保健総務課(☎231-1408)

路上喫煙等禁止地区が広がります！！



下関市では、地域の環境美化の促進、安全で快適な都市空間の形成を図るため、下関市環境美化条例に基づき、平成20年7月1日より「唐戸町周辺地区」と「竹崎町周辺地区」を路上喫煙等禁止地区に指定しています。

環境美化条例って何？

⇒市民一人ひとりが、ポイ捨てや犬のふんの放置、落書きなどをしないように心掛け、自分たちの住む下関市をきれいに保ちましょうという条例です。

路上喫煙等禁止地区 ⇒唐戸町と竹崎町周辺の2地区を指定しています。



該当地区での違反者には罰則が・・・

この路上喫煙等禁止地区内では、指定喫煙場所以外での路上喫煙を禁止行為としています。違反者には、罰則として行政処分である過料1,000円が科せられます。

「竹崎町周辺地区」の変更(拡大)

下関にぎわいプロジェクトの一環である東口駅前広場整備事業に伴い、東口駅前広場が拡張されるため、併せて「竹崎町周辺地区」の路上喫煙等禁止地区を変更します。変更日は6月1日で、拡大場所での過料徴収は7月1日から開始します。



変更日
6月1日
過料開始
7月1日